

令和 8 年度 大洲市国民健康保険税課税要領

大洲市税務課

1 国民健康保険税

国民健康保険税は国や県などからの負担金などとともに、皆さんが病院にかかったときの費用などに使われており、国民健康保険制度を支える大切な財源です。

2 国民健康保険税のしくみ

国民健康保険税は、「医療給付費分」・「後期高齢者支援金等分」・「介護納付金分」・「子ども・子育て支援納付金分」の 4 種類で構成されており、年齢により納める種類が異なります。

40 歳未満の方	医療給付費分＋後期高齢者支援金等分＋子ども・子育て支援納付金分
40 歳から 64 歳の方	医療給付費分＋後期高齢者支援金等分＋介護納付金分＋子ども・子育て支援納付金分
65 歳から 74 歳の方	医療給付費分＋後期高齢者支援金等分＋子ども・子育て支援納付金分

3 納税義務者

- (1) 大洲市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）である世帯主
- (2) 世帯主自身は被保険者ではないが、世帯内に被保険者がいる世帯主（以下このような世帯を「擬制世帯」といい、その世帯主を「擬制世帯主」という。）

4 賦課期日 令和 8 年 4 月 1 日

5 課税額

世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎課税額（医療給付費分保険税）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等分保険税）、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者（介護保険第 2 号被保険者）につき算定した介護納付金課税額（介護納付金分保険税）並びに子ども・子育て支援納付金課税額（子ども・子育て支援納付金分保険税）の合算額を国民健康保険税額（以下「保険税」という。）とする。

(1) 所得割額

賦課期日の属する年の前年中の所得につき算定した総所得金額（ただし、非自発的失業者*の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得を 100 分の 30 として算定した金額とする。以下「総所得金額」について同じ。）、分離課税の譲渡所得金額（特別控除後）、山林所得金額及び株式等に係る譲渡所得等の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から基礎控除の 43 万円を控除した金額に税率を乗じて算定する。

※ 非自発的失業者…倒産・解雇などにより離職した者、雇用期間満了などにより離職した者を対象とし、当該申請をした者をいう。

(2) 被保険者均等割額

国民健康保険の被保険者数に 1 人あたりの均等割額を乗じて算定する。

(3) 世帯別平等割額

国民健康保険の被保険者が属する世帯につき平等割額をあてはめる。

●資産割の廃止

令和 8 年度から賦課方式を、従来の 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から、「資産割」を廃止し、3 方式（所得割・均等割・平等割）へ変更します。

(4) 税率及び割当額

		医療給付費分 保 険 税	後期高齢者支援金 等 分 保 険 税	介護納付金分 保 険 税	子ども・子育て支 援納付金分保険税
① 所得割額		6.10%	2.49%	2.11%	0.24%
② 均等割額	被保険者1人あたり	25,700円	8,300円	8,900円	(※ ¹)1,150円
	未就学児1人あたり	12,850円	4,150円	—	10割軽減
③ 平等割額	特定世帯・特定継続 世 帯 以 外	17,500円	7,800円	5,600円	700円
	特 定 世 帯(※ ²)	8,750円	3,900円	5,600円	350円
	特定継続世帯(※ ³)	13,125円	5,850円	5,600円	525円
【 限 度 額 】		670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※1 18歳以上均等割額の50円（1人あたり）を含む。

「18歳以上均等割」…「子ども・子育て支援金分」の均等割は、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども」である被保険者は10割軽減され、その軽減された分は「18歳以上均等割」として、18歳以上の被保険者が本来の均等割に加えて負担する。

※2 特定世帯…特定同一世帯所属者(※⁴)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯で、後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間である世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。世帯別平等割額の2分の1を軽減する。

※3 特定継続世帯…特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（特定世帯を除く。）で、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にある世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。世帯別平等割額の4分の1を軽減する。

※4 特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、国民健康保険の世帯主（以後継続して世帯主である人に限る。）と喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者（喪失した日の前日に国民健康保険の世帯主であった場合には、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者）をいう。

6 納税義務の発生、消滅等

- (1) 賦課期日後に納税義務が発生した場合は、その発生した日の属する月から月割をもって算定した額を課する。
- (2) 賦課期日後に世帯内に被保険者となった者がある場合は、その日の属する月から被保険者となった者につき月割をもって算定した額を課する。
- (3) 賦課期日後に納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合は、その日の属する月から被保険者となった者につき月割をもって算定した額を課する。
- (4) 賦課期日後に納税義務が消滅した場合は、その消滅した日の属する月から月割をもって算定した額を減額する。ただし、社会保険等（国民健康保険組合は除く。）に加入した場合に、納税義務の消滅した日が月の初日である時は、その前日の属する月から減額する。
- (5) 賦課期日後に世帯内に被保険者でなくなった者がある場合は、その日の属する月から被保険者でなくなった者につき月割をもって算定した額を減額する。ただし、社会保険等（国民健康保険組合は除く。）に加入した場合に、被保険者でなくなった日が月の初日である時は、その前日の属する月から減額する。
- (6) 賦課期日後に納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合は、その日の属する月から被保険者でなくなった者につき月割をもって算定した額を減額する。

7 保険税の特別徴収

- (1) 国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である世帯は、世帯主の年金より保険税を特別徴収(天引き)する。ただし、以下の場合は特別徴収することができない。
- ① 擬制世帯主の場合
 - ② 世帯主の年金額が年額18万円未満の場合※
 - ③ 介護保険料と保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合
 - ④ 介護保険料が特別徴収されていない場合
- ※ 特別徴収される年金の種類には優先順位が決められており、年金を複数受給している場合は、合計が年額18万円以上であっても優先順位上位の年金が18万円未満の場合は特別徴収を行わない。
- (2) 特別徴収の対象となった者は、災害その他特別な場合を除いて普通徴収とすることはできない。ただし、口座振替により納付する場合は、申し出により普通徴収へ変更することができる。
- (3) 特別徴収対象者の保険税が増額になった場合は、特別徴収は継続した上で増額分を普通徴収とする。
- (4) 特別徴収対象者の保険税が減額になった場合は、通知月の翌々月以降の特別徴収を中止し普通徴収に変更する。
- (5) 特別徴収対象者の翌年度4月、6月、8月の支給年金からの特別徴収税額は、今年度2月徴収分と同額を仮徴収する。年税額に変更がない場合は7月の決定通知をもって翌年度の仮徴収税額通知とする。
- (6) 最初の特別徴収が、4月、6月、8月の支給年金から行われる場合は、前年度の保険税額を基に算定した額を仮徴収する。

8 保険税の減額

世帯主(擬制世帯主を含む。)並びにその他の被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額、分離課税の譲渡所得金額(特別控除前)、山林所得金額及び株式等に係る譲渡所得等の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合算額(以下「軽減判定所得金額」という。)が次の各号に該当する世帯は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額から各号の割合に応じ減額する。

なお、減額の判定は、青色専従者給与額または事業専従者控除額の適用前で行う。

また、令和8年1月1日現在で年齢が65歳以上の被保険者(昭和36年1月1日以前に生まれた者)で公的年金等に係る所得がある場合は、その所得から15万円を控除した金額とする。

- (1) 軽減判定所得金額が、 $430,000 \text{円} + \{100,000 \text{円} \times (\text{給与所得者等※の数} - 1)\}$ を超えない世帯…7割軽減世帯
- (2) 軽減判定所得金額が、 $430,000 \text{円} + 310,000 \text{円} \times (\text{被保険者若しくは特定同一世帯所属者数}) + \{100,000 \text{円} \times (\text{給与所得者等※の数} - 1)\}$ を超えない世帯
(1)に該当する世帯は除く。)…5割軽減世帯
- (3) 軽減判定所得金額が、 $430,000 \text{円} + 570,000 \text{円} \times (\text{被保険者若しくは特定同一世帯所属者数}) + \{100,000 \text{円} \times (\text{給与所得者等※の数} - 1)\}$ を超えない世帯
(1)及び(2)に該当する世帯は除く。)…2割軽減世帯

※ 給与所得者等…給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方)をいう。

【均等割額及び平等割額の軽減後の税額早見表】

(単位：円)

軽減区分		医療給付費分 保険税	後期高齢者支援 金等分保険税	介護納付金分 保険税	子ども・子育て 支援納付金分 保険税	
7割軽減	均等割	被保険者1人あたり	7,710	2,490	2,670	345
		未就学児1人あたり	3,855	1,245	-	10割軽減
	平等割	特定世帯・特定継続世帯以外	5,250	2,340	1,680	210
		特定世帯 特定継続世帯	2,625 3,937	1,170 1,755	1,680 1,680	105 157
5割軽減	均等割	被保険者1人あたり	12,850	4,150	4,450	575
		未就学児1人あたり	6,425	2,075	-	10割軽減
	平等割	特定世帯・特定継続世帯以外	8,750	3,900	2,800	350
		特定世帯 特定継続世帯	4,375 6,562	1,950 2,925	2,800 2,800	175 262
2割軽減	均等割	被保険者1人あたり	20,560	6,640	7,120	920
		未就学児1人あたり	10,280	3,320	-	10割軽減
	平等割	特定世帯・特定継続世帯以外	14,000	6,240	4,480	560
		特定世帯 特定継続世帯	7,000 10,500	3,120 4,680	4,480 4,480	280 420

※子ども・子育て支援納付金分保険税の均等割額には18歳以上均等割額を含む。

【軽減判定の注意事項】

- ① 擬制世帯については、擬制世帯主を含めて軽減判定を行う。(ただし、被保険者数については、擬制世帯主を含めない。)
- ② 特定同一世帯については、軽減判定所得・被保険者数に特定同一世帯所属者の所得・人数も含めて軽減判定を行う。
- ③ 被保険者の所得状況等が不明な場合には、軽減措置を適用せず、所得判明後に改めて、軽減判定を行う。

9 その他（擬制世帯の課税）

保険税の減額における軽減判定については、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得も合算し判定するものであるが、課税額の算定においては、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者に係る所得割額及び均等割額は算入しない。

10 納付方法

納付書による納付（銀行等の金融機関やコンビニ、郵便局）に加え、地方税統一QRコードを活用し、スマートフォンアプリまたはクレジットカードによる納付が可能です。詳しくは大洲市ホームページをご覧ください。※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です

※クレジットカードで納付する場合は、納付額に応じてシステム利用料が別途必要ですので、ご注意ください。

問い合わせ先

大洲市役所	税務課市民税係	TEL (0893) 24-1711 (内線 129~132)
長浜支所		TEL (0893) 52-1111
肱川支所		TEL (0893) 34-2311
河辺支所		TEL (0893) 39-2111
公式ホームページ		http://www.city.ozu.ehime.jp/